

行政書士証票 再発行手続きのご案内

下記の書類等をご準備いただき、事務局までご提出ください。

- ・ 行政書士証票再交付申請書
 - ・ 顔写真 1枚（無帽・正面・上三分身・無背景の縦3cm×横2.5cm）
 - ・ 手数料2,000円（郵送の場合は現金書留又は郵便小為替）
 - ・ 返信用レターパックプラス（宛先・氏名をご記入ください。）
- ※日本行政書士会連合会より発行されましたら、返信用レターパックにて送付致します。

※再交付申請の理由はいずれかにチェックをお願いします。

- 第6条第1項第一号 証票の紛失
- 第6条第1項第二号 証票のき損又は劣化
- 第6条第1項第三号 経年等により行政書士証票に貼付された写真での本人確認が困難となった場合
- 第6条第1項第四号 新旧各様式が有効である場合において、新様式での再交付を希望する場合
- 業務停止処分の解除

※日本行政書士会連合会の発行により、再発行まで約1ヶ月かかります。

※事務所の名称を登録されていない場合は、名称欄は空欄にてご提出ください。

○「事務所の名称」欄について

平成16年8月1日より「行政書士名簿に登録すべき事項等」に「事務所の名称」が含まれることとなりました。（日本行政書士会連合会会則第39条）

事務所の名称は、8月以降の新規登録会員については必須の登録事項となりますが、既存会員（平成16年7月以前に登録）については、附則にて「この会則の施行前にその事務所に掲示されていた表札の表記をもって、事務所の名称とみなす。」となっており、すなわち「行政書士〇〇〇（氏名）事務所」とみなされております。

新たに「事務所の名称」を登録される場合、もしくは行政書士証票に「事務所の名称」を加えたいという場合は変更登録申請（有償4,000円）が必要となります。変更登録申請のご案内及び申請書等については東京都行政書士会のホームページからダウンロードするか、事務局までお問い合わせください。

○「事務所の所在地」について

市町村合併等により住居表示が変更されている場合でも、変更登録の届出が完了されていないと変更後の住居表示で発行できませんのでご注意ください。また、申請書に記入頂いた表記と登録上の表記が異なった場合、登録上の表記で発行されますのでご了承ください。

東京都行政書士会
〒153-0042
東京都目黒区青葉台 3-1-6
TEL03-3477-2881 FAX03-3463-0669

別記様式第2

行政書士証票再交付申請書

年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

氏 名

職印

私は、下記の理由により行政書士証票を再交付申請いたします。

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
登 録 番 号			
事務所の名称			
事務所の所在地	(〒 -) Tel ()		
再交付申請の理由	<input type="checkbox"/> 第6条第1項第一号 <input type="checkbox"/> 第6条第1項第二号 <input type="checkbox"/> 第6条第1項第三号 <input type="checkbox"/> 第6条第1項第四号 <input type="checkbox"/> 業務停止処分の解除		

(備考)

- 申請の際に、顔写真（無帽・正面・上三分身・無背景の縦3cm×横2.5cm）を1枚添付して下さい。
- 法人の社員の場合には所属する事務所の名称及び所在地を、使用人の場合には主な勤務先の名称及び所在地を「事務所の名称及び所在地」欄に記載してください。

【紛失者のみ記入】

私は、 年 月 日に行政書士証票を紛失いたしましたので、証票の再交付を申請いたします。新たな証票を受領後、先に交付済みの証票が発見されたときには、所属する行政書士会を経由してすみやかに返還することを誓約いたします。

署名

職印

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会 長	副会長	委員長	点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

予約番号 ()